

越前市建築物耐震改修促進計画

平成 20 年 5 月策定

平成 24 年 9 月改定

平成 28 年 3 月改定

令和 3 年 3 月改定

越 前 市

越前市建築物耐震改修促進計画

目 次

はじめに

- (1) 住宅・建築物の耐震化の必要性 … 1
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正 … 1
- (3) 「越前市建築物耐震改修促進計画」の位置付け … 2
- (4) 「越前市建築物耐震改修促進計画」の改定 … 2

第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定

- (1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況 … 3
- (2) 耐震化の現状 … 3
- (3) 耐震化の目標設定 … 8
- (4) 市有特定建築物の現状と目標 … 10

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

- (1) 耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針 … 12
- (2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策 … 12
- (3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定および沿道建築物の耐震化 … 14
- (4) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備 … 14
- (5) 地震時の総合的な安全対策 … 15

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

- (1) 地震防災マップについて … 18
- (2) 相談体制の整備・情報の充実 … 18
- (3) パンフレット等の作成とその活用 … 18
- (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導 … 19
- (5) 住民への啓発活動 … 19
- (6) 県事業との連携・協力 … 19

第4章 耐震改修促進法および建築基準法による指導等に関する事項

- (1) 所管行政庁と連携した指導等の実施 … 22
- (2) 優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定 … 22
- (3) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務化および公表等について … 23

第5章 その他の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

- (1) 耐震改修促進計画の見直し … 25
- (2) 計画の検証 … 25

はじめに

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、全体で6,434人の尊い命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

このような甚大な被害が生じたのは、倒壊した住宅・建築物の多くが昭和56年以前に建築されたものであり、昭和56年6月から施行されている改正建築基準法による新耐震基準には適合しないものであったことが要因とされています。

その後も、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震や平成19年7月の新潟県中越沖地震などの大規模な地震が頻発するなど、多くの被害をもたらすような大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるといえます。

このような経緯から、平成17年9月に国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震改修は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置付けられました。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正

阪神・淡路大震災を教訓に、平成7年10月に建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

平成17年には、これまで地震発生が空白地帯とされていた九州の北部地域で、福岡県西方沖地震が発生し、大きな被害が生じるなど、大規模地震がいつどこで発生してもおかしくない状況を踏まえ、耐震性を有していない建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成17年11月に耐震改修促進法の改正が行われ、平成18年1月から施行されました。

この改正により、各都道府県には耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、福井県は平成18年12月に策定しました。本市においても耐震改修促進法及び県の計画を勘案し、平成20年5月に「越前市建築物耐震改修促進計画」を策定しました。

平成25年5月に耐震化をより促進するため、耐震改修促進法の改正が行われ、平成25年11月から施行されました。前回に引き続き国の基本的な方針が示されています。

この改正では、全ての既存耐震不適格建築物において耐震診断と必要に応じた耐震改修に努めることが規定され、防災拠点となる建築物や、避難路沿道の建築物については、県や市町が耐震診断の義務付けを行うことができるなど、建築物の耐震改修を促進する取り組みが強化されました。さらに、不特定多数の者や避難弱者が利用する一定規模以上の大規模建築物には、平成27年12月31日までに耐震診断を実施し、所管行政庁へ診断結果を報告することが義務付けられました。

(3) 「越前市建築物耐震改修促進計画」の位置付け

「越前市建築物耐震改修促進計画」は、大規模地震の発生による人的および経済的被害の軽減を目的として、耐震改修促進法に基づき、市内における住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を促進するために策定するものです。

また、本市では「越前市地域防災計画（震災対策編）」において、震災時の被害の発生を防止するため、地震に対する建築物の安全性の確保を目的として建築物の耐震化の対策を定めています。

本計画は、その対策を具体的に推進するため、建築物の耐震化率の目標や耐震化を促進する施策などの内容を定めています。

(4) 「越前市建築物耐震改修促進計画」の改定

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」においても、現行基準に適合する建築物は地震の揺れによる大きな被害を受けていなかったことから、これまで行ってきた地震対策が有効であることが実証されました。一方、耐震化の状況は、着工件数の落ち込み、経済状況の悪化という社会情勢の変化等から、平成 24 年に改定した促進計画の目標値との乖離がみられるようになりました。

市では耐震改修促進法の改正やこれまでの建築物の耐震化の状況を踏まえ、越前市建築物耐震改修促進計画を改定し、計画期間を令和 7 年度まで更に 5 年間延長して引き続き耐震化の促進に取り組むことにより、大規模地震に対する市民の安全・安心の確保に努めていきます。

第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

越前市では、市内の地盤や建築物の現況等を調査し、直下型地震や他の地震による被害を想定し、震災時の人的および経済的被害を軽減するための地震防災対策を推進しています。

越前市地域防災計画（震災対策編）の地震による被害想定では、市の東部に位置する温見断層系と越前市南部に位置する柳ヶ瀬断層系が動くことによって起きる地震を想定地震とし、想定規模マグニチュード7.5（震度5弱～6強）の地震が発生した場合、死者数935人、地震による建物の全壊棟数9,055棟に及ぶと想定しています。

大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況を考えると、人的および経済的被害の軽減を図るためには、早期にかつ計画的に建築物の耐震化を進めていくことが重要となります。

(2) 耐震化の現状

① 住宅

昭和53年に発生した宮城県沖地震で、それまでの耐震基準で建てられた建築物の多くに被害が発生したことから、耐震性の向上を図るために木造住宅の必要な壁量の見直しや建物をバランスよく設計するための基準ができるなど、建築基準法の耐震基準が大幅に見直され、昭和56年6月から施行されました。

この法改正後の耐震基準（以下「新耐震基準」という。）で建築された建築物は、阪神・淡路大震災において被害が少なく、それまでの耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された建築物には、宮城県沖地震と同様に多くの被害が出ています。

このため、建築物の耐震化の現状を把握するに当たっては、新耐震基準で建築されたものか旧耐震基準で建築されたものかを確認する必要があります。

表1-2は、総務省統計局が5年毎に公表している「住宅・土地統計調査報告」に基づき、平成30年までの住宅戸数の推移から令和7年度までの市内における住宅の戸数および耐震化の現状を推計したものです。推計に当たっては、この統計報告が5年毎の集計であるため、昭和55年以前の住宅を旧耐震基準によるもの、昭和56年以降の住宅を新耐震基準によるものとして取り扱い、昭和55年以前の住宅は、大規模地震に対して十分な耐震性を有しているかどうか確認されていない住宅としています。また、令和2年5月に国から耐震化率の新たな推計方法が示され、耐震化率の見直しを行いました。

その結果、越前市において令和2年度には、人が居住している住宅約28,610戸のうち、耐震性を有する住宅は約22,740戸で耐震化率は79.5%と推計されます。

また、令和7年度には、旧耐震基準により建築されている住宅の建替え等が進み、人が居住している住宅約28,480戸のうち、耐震性を有する住宅は約23,370戸で耐震化率は82.1%と推計されます。

表1-1 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

区分	人が居住している住宅数①	昭和55年以前の住宅数②		昭和56年以降の住宅数④		耐震性を有する住宅数⑥ [③+⑤]	耐震化率(%) [⑥/①]
		耐震性有③※		耐震性有⑤			
平成17年度 (推計)	25,870	13,870		11,580		16,830	65.1%
			5,250		11,580		
平成22年度 (推計)	27,180	12,150		15,030		19,840	73.0%
			4,810		15,030		
平成27年度 (推計)	28,220	10,850		17,370		21,940	77.7%
			4,570		17,370		
令和2年度 (推計)	28,610	10,100		18,320		22,740	79.5%
			4,420		18,320		
令和7年度 (推計)	28,480	8,180		19,670		23,370	82.1%
			3,700		19,670		

注：「住宅・土地統計調査報告」（総務省統計局）データから作成

※国の耐震化率の算出方法により推計

② 特定建築物

本促進計画における特定建築物とは、次の3つです。

(a) 多数の者が利用する特定建築物

多数の者が利用する特定建築物とは、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号に定める建築物）です。用途と規模を整理すると表1-3のようになります。

表1-2 多数の者が利用する特定建築物の一覧

区分	用途	規模要件
多数の者が利用する特定建築物	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
	事務所	
	博物館、美術館、図書館	
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停車又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
体育館等（一般公共の用に供するもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	

【耐震化の現状】

令和2年度には、総棟数は382棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は350棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は98棟あり、そのうち既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは6棟、耐震性が不十分であったものは54棟あります。この耐震性が不十分であった54棟のうち、40棟は既に耐震改修が実施されています。

また、耐震診断が未実施の38棟のうち、20棟は国の耐震化率の算出方法〔資料編 参照〕により耐震性を有すると推計されます。

以上のことから、耐震性を有していると推計される建築物は350棟で、令和2年度の耐震化率は91.6%と推計されます。

詳細は、次頁の表1-3のとおりです。

さらに、多数の者が利用する特定建築物については、その建築物の用途、使用形態から地震発生時に果たす役割を考慮して、「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」および「特定多数の者が利用する建築物」の3つに分類し、その重要性から耐震化の優先度を考えます。

(ア) 災害時の拠点となる建築物

地震発生時に円滑な避難や早期の災害復旧を行うために、災害時の情報の収集・伝達や避難誘導等の拠点となる建築物、被災者を一時的に収容する病院や学校等です。災害弱者が利用している福祉施設も含まれます。

これらの建築物は、防災上重要な建築物と位置づけられ、耐震化が最も重要な建築物となります。

耐震化率の現状は、99.2%と推計されます。

(イ) 不特定多数の者が利用する建築物

百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、美術館、博物館等です。建築物の利用者が不特定多数のため、避難時に混乱を生じやすく、地震発生時の円滑な避難の確保が重要であり、災害時の拠点となる建築物に次いで、耐震化が重要となります。

耐震化率の現状は、90.1%と推計されます。

(ウ) 特定多数の者が利用する建築物

賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、事務所、工場等です。多数の利用者がいるため、地震発生時の避難の確保が重要です。

耐震化率の現状は、87.3%と推計されます。

表1-3 多数の者が利用する特定建築物の分類別の耐震化の現状（令和2年度）

（単位：棟）

分類	建築物の総棟数 A= ①+②	新耐震基準により建築された建築物の棟数 ①	旧耐震基準により建築された建築物の棟数					旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物の棟数 ⑥	耐震性有棟数 C=①+ ③+⑤+ ⑥	R2年度耐震化率 C/A	H27年度耐震化率	H22年度耐震化率		
			②	耐震診断実施棟数			耐震改修実施棟数 ⑤							
				B= ③+④	耐震性有 ③	耐震性無 ④								
合計	382	284	98	60	6	54	40	20	350	91.6%	87.7%	81.0%		
公共建築物	県	市	31	21	10	10	1	9	9	0	31	100.0%	93.1%	81.5%
		市	110	64	46	46	5	41	27	0	96	87.3%	81.2%	67.6%
		計	141	85	56	56	6	50	36	0	127	90.1%	83.6%	70.3%
	民間建築物	241	199	42	4	0	4	4	20	223	92.5%	90.2%	87.2%	
(ア) 災害時の拠点となる建築物	県	市	120	82	38	37	4	33	33	0	119	99.2%	94.5%	81.8%
		市	24	16	8	8	1	7	7	0	24	100.0%	100.0%	87.5%
		市	78	52	26	26	3	23	22	0	77	98.7%	92.7%	78.0%
	計	102	68	34	34	4	30	29	0	101	99.0%	94.3%	80.2%	
民間建築物	18	14	4	3	0	3	4	0	18	100.0%	95.2%	84.7%		
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	県	市	81	67	14	4	0	4	2	4	73	90.1%	82.6%	67.4%
		市	3	3	0	0	0	0	0	0	3	100.0%	100.0%	
		市	3	0	3	3	0	3	2	0	2	66.7%	42.9%	14.3%
	計	6	3	3	3	0	3	2	0	5	83.3%	50.0%	14.3%	
民間建築物	75	64	11	1	0	1	0	4	68	90.7%	85.7%	77.8%		
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	県	市	181	135	46	19	2	17	5	16	158	87.3%	85.4%	83.6%
		市	4	2	2	2	0	2	2	0	4	100.0%	50.0%	33.3%
		市	29	12	17	17	2	15	3	0	17	58.6%	57.1%	45.5%
	計	33	14	19	19	2	17	5	0	21	63.6%	56.3%	44.0%	
民間建築物	148	121	27	0	0	0	0	16	137	92.6%	92.1%	90.7%		

(b) 危険物関係特定建築物

危険物関係特定建築物とは石油類や火薬類などの危険物を一定数量以上貯蔵または処理する建築物（耐震改修促進法第14条第2号に定める建築物）です。

【耐震化の現状】

令和2年度には、市内の危険物特定建築物の総棟数は118棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は68棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は50棟あり、そのうち耐震診断を実施して、耐震性が不十分であったものが1棟あります。この耐震性が不十分であったものは既に耐震改修が実施されています。また、耐震診断が未実施の49棟のうち、24棟は国の耐震化率の算出方法により耐震性を有すると推計されます。

以上のことから、耐震性を有していると推計される建築物は93棟で、令和2年度の耐震化率は78.8%と推計されます。〔危険物特定建築物の耐震化の現状：資料編 参照〕

(c) 緊急輸送道路沿道特定建築物

緊急輸送道路沿道特定建築物とは、「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」※において選定された道路の沿道の建築物のうち、地震によって倒壊した場合に前面道路の1/2を超え、道路を閉塞するおそれのある建築物です。〔図1-1：資料編 参照〕

※福井県緊急輸送道路ネットワーク計画

「福井県地域防災計画」においては、緊急輸送道路として平成8年8月に作成された「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」※における道路が選定されており、3つに区分されています。〔緊急輸送道路ネットワーク計画図：資料編 参照〕

本計画における緊急輸送道路は、上記の福井県緊急輸送道路ネットワーク計画地域防災計画に定めのある越前市内の緊急輸送道路とします。

なお県では、耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路（市町村の区域を超える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、耐震診断および耐震改修の促進を図ることが必要と認められる道路）として県の促進計画に記載する道路は、国道8号線、27号線、158号線、161号線、高速道路としています。

【耐震化の現状】

地震によって倒壊した場合に道路を閉塞する恐れのある緊急輸送道路沿道特定建築物は112棟あります。なお、優先的に耐震化が望まれる県の促進計画に記載する道路（国道8号線）の市内区域内の通行障害既存不適格建築物は、該当がありません。

(3) 耐震化の目標設定

① 住宅

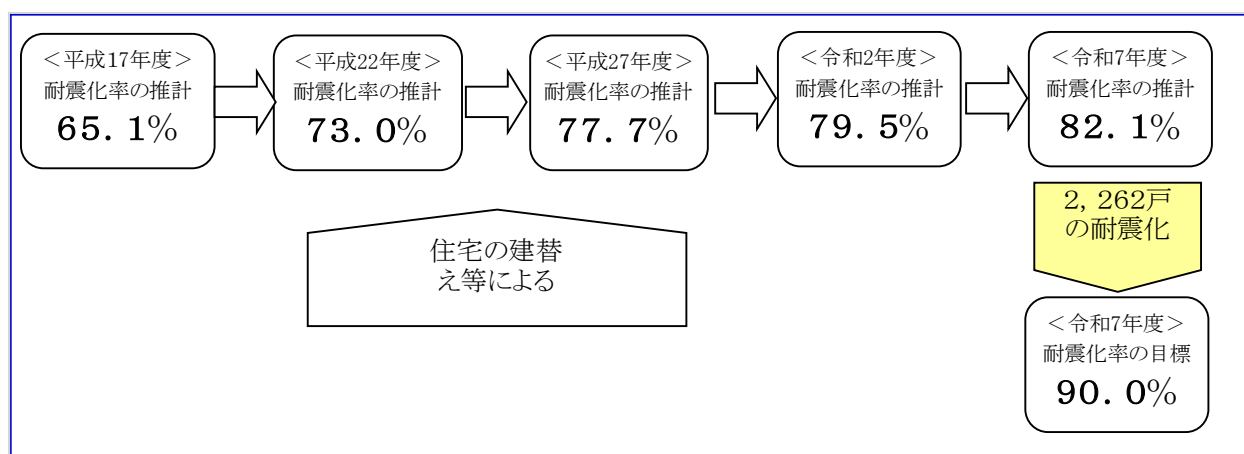
大規模地震時の人的および経済的被害を軽減するため、日常生活の場である住宅の耐震化を図ることが重要であり、国の基本方針や県の促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和2年度に90%とすることを目標としてきました。

平成30年度住宅・土地統計調査から、令和2年度の耐震化率は、79.5%と推測され、目標の90%に対し大きな乖離が見られます。本促進計画においては、引き続き住宅の耐震化率を5年後（令和7年度）に90%とすることを目標にします。

令和7年度には、昭和55年以前に建築された住宅の建替え等が進み、人が居住している住宅約28,477戸のうち、耐震性を有する住宅は23,367戸で、耐震化率は82.1%と推計されるため、旧耐震基準により建築された住宅について約2,262戸の耐震化を促進することによって、90%の目標達成を目指します。

特に、地震発生時に建築物の倒壊により円滑な避難や消火活動を妨げるおそれがある木造住等が密集する既成市街地※は、人的および経済的被害を軽減するため、建築物の耐震化を促進する最も重要な地域であり、その地域内にある旧耐震基準により建築された住宅の耐震化を重点的に促進していきます。

[※既成市街地とは、既に道路等の施設が整備され、建物が面的に連続して一定密度以上存在することにより市街地が形成されている地域です。ここでは住宅の密度が原則として30戸/ha以上となるおおむね5ha以上の区域をいいます。]



② 多数の者が利用する特定建築物

大規模地震が発生した際、人的および経済被害を軽減するため、特定建築物の耐震化を図ることが重要です。中でも多くの人命が失われる危険性のある多数の者が利用する特定建築物について、国の基本方針や県の促進計画を踏まえ、耐震化率を令和2年度に90%とすることを目標にしてきました。令和2年度の耐震化率は90.6%で目標を達成したため、今回の改定においては令和7年度の目標を95%とします。

特に、情報の収集・伝達、避難誘導等の拠点となる建築物、被災者を一時収容する病院や学校はもとより、災害弱者が利用する社会福祉施設などの災害時の拠点となる建築物の耐震化は最も重要となります。災害時の拠点となる建築物については、耐震化の目標を100%にします。民間建築物については、現状として、耐震診断が未実施の建築物が多いため、まず、建築物の耐震性の有無を確認し、その結果を踏まえ、早急に対策を講じることが必要になります。

このことから、旧耐震基準で建築された災害時の拠点となる民間建築物の耐震診断の実施を優先課題として県と連携して指導・助言を行っていきます。

なお、多数の者が利用する特定建築物の目標についての詳細は下表1-4のとおりです。

表1-4 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標

建築物の用途・分類		耐震化率 (平成17年度)		耐震化率 (平成22年度)		耐震化率 (平成27年度)		耐震化率 (令和2年度)		耐震化率の目標 (令和7年度)	
多数の者が利用する特定建築物		74.8%		81.0%		87.7%		91.6%		95.0%	
	公共建築物	県	77.8%	81.5%	93.1%	100.0%					
		市	59.1%	67.6%	81.2%	87.3%					
		計	62.8%	70.3%	83.6%	90.1%					
		民間建築物	84.3%	87.2%	90.2%	92.5%					
(ア) 災害時の拠点となる建築物	県庁、市役所、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	71.0%		81.8%		94.5%		99.2%			
		公共建築物	県	84.0%	87.5%	100.0%	100.0%				
			市	60.5%	78.0%	92.7%	98.7%				
			計	66.0%	80.2%	94.3%	99.0%				
民間建築物	81.6%	84.7%	95.2%	100.0%							
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	36.8%		67.4%		82.6%		90.1%			
		公共建築物	-	-	100.0%	100.0%					
			市	14.3%	14.3%	42.9%	66.7%				
			計	14.3%	14.3%	50.0%	83.3%				
民間建築物	50.0%	77.8%	85.7%	90.7%							
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	84.4%		83.6%		85.4%		87.3%			
		公共建築物	0.0%	33.3%	50.0%	100.0%					
			市	68.2%	45.5%	57.1%	58.6%				
			計	62.5%	44.0%	56.3%	63.6%				
民間建築物	89.2%	90.7%	92.1%	92.6%							

(4) 市有特定建築物の現状と目標

特定建築物のうち市有建築物の令和2年度末の状況は、7頁の表1-3のとおり総棟数は110棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は64棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は46棟あり、そのうち既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは5棟、耐震性が不十分であったものは41棟あります。この耐震性が不十分であった41棟のうち27棟は既に耐震改修が実施されています。以上のことから、耐震性を有している建築物は96棟で、耐震化率は87.3%です。

なお、学校施設は耐震化推進計画に基づいて平成27年度末で耐震化を完了し、学校施設の耐震化が100%になっています。残り14棟については順次、耐震化を図る必要がありますが、今後は行政改革などによる建築物の統廃合、少子化や人口減少などの社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態・活用方法を見直していくことも必要となってきます。

市有全体の建築物（市有特定建築物含む）に関しては、耐震化を促進するため、平成22年3月に市有建築物耐震化計画を策定（平成24年3月改定）し、耐震化を進めていきました。

今後も耐震化を更に進めていくため、本計画の改定に合わせ、市有建築物耐震化計画（三期）を策定し、耐震化を実施していきます。

第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定のまとめ

●大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

○越前市で、想定規模はマグニチュード7.5（震度5弱～6強）

死者数…935人、地震による建物の全壊棟数…9,055棟

⇒被害を軽減するため、建築物の耐震化が必要

●耐震化の現状と目標設定

○住宅 … 耐震化率の目標90%（令和7年度）

⇒既成市街地内の旧耐震基準による住宅を重点的に耐震化

○多数の者が利用する特定建築物 … 耐震化率の目標95%（令和7年度）

【建築物の用途・分類毎の耐震化率の目標】

建築物の用途・分類		平成17年度	平成22年度	平成27年度	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
住宅		65.1%	73.0%	77.7%	79.5%	90.0%
多数の者が利用する特定建築物		74.8%	81.0%	87.7%	91.6%	95.0%
(ア) 災害時の 拠点となる 建築物	県庁、市役所、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	71.0%	81.8%	94.5%	99.2%	
(イ) 不特定多数の者が 利用する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	36.8%	67.4%	82.6%	90.1%	
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	84.4%	83.6%	85.4%	87.3%	

●市有建築物の状況と目標

○市有建築物の耐震化を更に進めていくため、市有建築物耐震化計画にて重点的に耐震化を実施

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針

① 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進していくためには、次のような課題に対して、適切な施策を実施していく必要があります。

耐震化を実施しない理由※

- ・ 耐震改修をするには多額の費用がかかるから
- ・ 耐震改修工事の費用や工事期間、工事中の騒音などに不安があるから
- ・ 現在の耐震性があれば大丈夫だと思うから
- ・ 家族に高齢者や病人がいるため耐震改修に踏み切れない
- ・ 信頼できる工事業者が分からないから 等

※福井らしい住まいや住環境に関する県民アンケート調査結果等より

② 実施する事業の考え方

建築物の耐震化を促進するため、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

市は、市内の耐震化の現状を踏まえ、所有者等が耐震診断および耐震改修を行いやすい環境を国・県の支援を受けながら整備することを基本的な取り組み方針にします。また、県や関係団体と連携し、所有者等に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性の普及・啓発に積極的に取り組みます。

(2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対し、建築物の耐震診断および耐震改修の重要性の普及啓発に努め、様々な支援制度を活用し、住宅および特定建築物の耐震化の促進を図ります。

具体的には、地震発生時における円滑な避難や消火活動を確保するため、木造住宅耐震化を促進していきます。また、民間建築物のうち、被災者を一時収容する病院などの災害時の拠点となる特定建築物の耐震診断の実施など誘導・促進に努めます。

住宅に係る耐震診断・耐震改修等に対する支援制度の概要を表2-1に、特定建築物に係る耐震診断・耐震改修に対する支援制度の概要を表2-2に、支援結果の概要を表2-3に示します。

また、改正耐震改修促進法で耐震診断が義務付けられた大規模民間建築物等への支援を行うなど、県と協力して耐震化の促進を進めていきます。

表 2-1 住宅に係る支援制度の概要

区 分	支援制度の名称および概要	制度主体	対象建築物
耐震診断 補強プラン	○木造住宅耐震診断等促進事業 戸建て木造住宅の耐震診断、補強プラン作成に助成	県市	旧耐震基準により建築された住宅
耐震改修	○木造住宅耐震改修促進事業 戸建て木造住宅の耐震改修工事に助成	県市	耐震性が劣る住宅※
建 替	○県産材を活用したふくいの住まい支援事業 在来工法による木造住宅の新築・購入に助成	県	新築木造住宅
耐震改修 建 替	○福井の伝統的民家普及促進事業 伝統的民家の改修・建替に助成	県市	伝統的民家
改 修	○福井の歴史的建造物保存促進事業 歴史的建造物の改修に助成	県市	歴史的建造物
移 転	○がけ地近接等危険住宅移転事業 住宅の移転に要する費用に助成	国	災害危険区域内の危険住宅
改 修	○土砂災害危険住宅改修事業 住宅の土砂災害対策改修に要する費用に助成	県市	傾斜崩壊危険区域等に隣接する住宅
耐震改修	○長期優良住宅化リフォーム推進事業 長寿命に資する耐震改修に要する費用への助成	国	耐震性の劣る住宅

※昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で（一財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」の総合評価で耐震性が劣ると判断された住宅

表 2-2 特定建築物に係る支援制度の概要

区 分	事業名 対象建築物	制度主体
耐震診断 ・ 耐震改修	○住宅・建築物安全ストック形成事業 旧耐震基準により建築された私立学校、幼稚園、社会福祉施設、障害者施設、保育所	国 県
	○私立学校施設整備費補助金 旧耐震基準により建築された耐震性の劣る幼稚園の耐震改修	国 県
	○社会福祉施設整備事業 旧耐震基準により建築された耐震性の劣る社会福祉施設の改築及び改修	国 県
	○保育所等施設整備費補助金 一定年数を経過し使用に耐えられなくなり、改修が必要となった保育所の改築及び改修	国 県
	○医療提供体制施設整備事業補助金 旧耐震基準により建築された耐震性の劣る災害拠点病院、二次救急医療機関（病院）等	国

(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定および沿道建築物の耐震化

地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両が通行できる緊急輸送道路を確保することは重要であり、その道路が有効に機能するためには、倒壊により道路を閉塞するおそれのある沿道の建築物の耐震化を図ることが必要となります。

「福井県地域防災計画」において、「地震発生時の災害応急対策を迅速に実施するには、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要である」と示されており、その輸送機能を確保するための緊急輸送道路が「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定められています。

県では、緊急輸送道路の中で、耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路（国道8号線、27号線、158号線、161号線、高速道路）沿道で倒壊により道路を閉鎖するおそれのある建築物の所有者等に対し、耐震診断の実施を促し、耐震化を図るように指導・助言を行っていきます。

市としては県と連携し、緊急輸送道路沿道で倒壊により道路を閉鎖するおそれのある建築物の所有者等に対し、耐震化を図るように努めていきます。

(4) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

① 木造住宅耐震診断士の確保

木造住宅の耐震診断を促進するためには、耐震診断を行う技術者を確保する必要があります。

そのため、県において平成17年度から、建築士を対象に講習会を開催し、耐震診断を行う技術者を養成、福井県木造住宅耐震診断士として登録してきました。

その結果、令和元年度末現在513名の登録があり、耐震診断士の確保が図られています。平成27年度からは、(一財)日本建築防災協会の講習会を受講した建築士を耐震診断士として登録しています。

越前市としても、耐震診断士の登録の促進を図るため、建築技術者に対して啓発活動を行います。

② 木造住宅の耐震診断・耐震改修を推進するための体制整備

木造住宅の耐震診断を円滑に推進するためには、耐震診断を受ける方と耐震診断士のコーディネートを行う機関が必要となります。

このため、県では建築関係団体に働きかけ、平成17年3月に福井県木造住宅耐震促進協議会が設立されました。

協議会は市と契約を行い、市が募集・受付した耐震診断の希望者に対して、診断士を派遣し、その診断内容について専門家による判定を行い、円滑で公正な耐震診断の実施を行ってきました。これまでの協議会の活動により多数の診断士の養成および診断士の技術の向上が図られ、令和2年度までに425戸の耐震診断を実施してきました。

初動期の体制整備が図られたことから、平成28年度からは協議会に代わり、(一社)福井県建築士事務所協会が市町と連携し、木造住宅の耐震診断の促進を図っていきます。

③ 木造住宅の耐震改修を推進するための体制整備

・耐震診断と補強プランの一体的支援

耐震性能が不十分と診断された住宅の耐震性を向上させるために、「どこをどの程度改修すればよいか」やそのための費用の概算を知るために、平成20年度から補強プラン作成に補助を行っています。平成28年度からは耐震診断と補強プランをセットとし、耐震改修に向けた具体的な検討をしていただけるよう、一体的に支援していきます。

・耐震改修基準を見直し（構造評点1.0→0.7）

旧耐震基準により建築された建築物を耐震診断し、耐震性が劣ると判定された建築物は、地震の振動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低いレベル（構造評点1.0以上）を基準に耐震改修することを原則とします。しかし、住宅の構造や生活形態な

どの理由により構造評点 1.0 以上が満たせない場合でも、構造評点 0.7 以上への耐震改修であれば、人的被害の軽減や震災後の道路閉塞の軽減による円滑な救助消火活動が可能となり一定レベルの減災に寄与すると考えられることから、平成 23 年度から耐震改修の補助対象としています。

- ・部分耐震改修の支援を検討（局所的な耐震補強）

重要な部屋を優先的に耐震改修する「部分耐震改修（局所的な耐震補強）」について、平成 24 年度に耐震改修の専門家による検討を行い、補強後の構造指標などの補助の要件をとりまとめました。それを踏まえ、平成 25 年度から「部分耐震改修（局所的な耐震補強）」への補助を行っています。

- ・耐震改修事業者登録制度による事業者の紹介

耐震改修を検討しているが、誰に工事を依頼すればよいか分からないという方のために、県では、安心して耐震化に取り組めるよう、耐震改修を行う事業者を登録し、県のホームページで事業者の情報を紹介しています。

- ・さまざまな耐震工法の検討・普及

公的機関や民間企業からにより、さまざまな耐震改修工法が開発・提供されており、工事費や工期の軽減や、屋外からの工事で耐震化を向上させることが可能なものもあります。今後、県と連携して先導的な耐震改修方法の事例等を紹介していきます。

- ・耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

耐震化を促進する取組みを規定し、毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を把握・検証・公表し対策を進めていきます。

- ・多雪地域の住宅の耐震改修を促進するための支援の強化

多雪地帯は積雪荷重の影響により、改修工事費が高くなる傾向があります。福井県は全域が多雪区域に指定されており、改修補助額を拡充して支援を行っています。

④ 伝統的民家の耐震診断・耐震改修方法の普及啓発と耐震化の推進（福井県との連携）

市内には、地域における風土、文化等を反映した越前市特有の形態および意匠を有している伝統的民家が市内全域に存在しています。

伝統的民家の伝統構法は、ある程度変形することで地震に耐える特有の構造様式であるため、現行の木造住宅の耐震診断や耐震改修になじみにくい面があります。

そこで、県および協議会と連携し、伝統的民家に適した耐震化手法の検討を進め、さらに、確立された手法を普及啓発することにより、伝統的民家が形成されている地域の特色を市民共通の資産として後の世代に継承していきます。

⑤ コミュニティ会館耐震化支援策

地域の避難の拠点ともなる各町内のコミュニティ会館の耐震診断、耐震改修に対する支援策を設け、民間建築物の耐震化を促します。

(5) 地震時の総合的な安全対策（福井県との連携）

① 建築物に係る二次的被害発生防止への対応

平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震や平成 28 年 4 月の熊本地震など、近年、全国各地で大規模地震が頻発し、それに伴い、建築物の窓ガラスや外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落による死傷等の二次的被害が発生しており、地震時における建築物の安全性の確保が重要な課題となっています。建築基準法でそれぞれの安全性の規定が定められた年次が異なるため、たとえ新耐震基準で建築された建築物で建物の倒壊等の被害がな

いとしても、たとえば大規模空間の天井が崩落し、死傷者が発生する可能性があります。

このため、市は県と連携して建築物の窓ガラスや外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落のおそれのあるものを調査し、その所有者等に必要な措置を講ずるよう指導しており、今後も引き続き指導していきます。

その他、建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策・転倒防止方法等を普及啓発していきます。

② 建築設備の安全対策の推進

所有者に電気給湯器等の建築設備の転倒防止措置を講ずることや、エスカレーターの脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等について普及啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

③ ブロック塀等の安全対策の推進

平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生しており、通学路沿いにある危険なブロック塀等の撤去・改修を推進します。

④ 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後の余震等により倒壊ならびに瓦や外壁など建築物の部材等が落下する危険性があり、人命に係わる二次的被害が発生することがあります。

このため、被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、建築物の使用者等への注意喚起を目的に、「危険（赤）」「要注意（黄色）」「調査済（緑）」の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定を実施することが、地震発生直後の応急対策として大変重要です。

県は、平成 7 年度から、建築士を対象に講習会を開催し、応急危険度判定を行う技術者を養成、福井県震災建築物応急危険度判定士として登録しています。

また、地震発生時に応急危険度判定を円滑に実施するため、県と市町で構成する福井県被災建築物応急危険度判定協議会を平成 11 年度に設立し、判定士や市町の防災担当者を対象とした模擬訓練を実施したり、判定に必要な備品を揃えるなど、体制整備を図っています。

市でも、建築関係職員が判定士の資格者となり訓練等に参加しています。また、南越消防組合消防本部・中消防署・越前市防災施設合同庁舎内に必要備品等を保管しています。

大規模地震が発生した場合、市は県と連携し、県内の判定士に応急危険度判定の実施を要請し、県内の応急危険度判定士だけでは対応できない場合には、県が、隣接府県等との応援協定に基づき、隣県に応急危険度判定士の派遣を要請します。

市は、今後も県との連携強化を図り総合的な安全対策に努めます。

⑤ 地震に伴う宅地被害の軽減対策

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くありました。

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び土砂災害危険住宅対策改修事業の活用を促進し、敷地の安全対策を推進します。

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策のまとめ

●耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針

- 建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠
- 市は、市内の耐震化の現状を踏まえ、所有者等が耐震診断および耐震改修を行いやすい環境を県と連携し整備

●耐震診断および耐震改修の促進を図るための主な支援策

区分	支援制度の名称	支援制度の概要	制度主体
住宅	木造住宅耐震診断等促進事業	木造住宅の耐震診断の支援	県市
	木造住宅耐震改修促進事業	木造住宅の耐震改修の支援	県市
	県産材を活用したふくいの住まい支援事業	木造住宅の建替の支援	県
	伝統的民家普及促進事業	伝統的民家の改修・建替の支援	県
	福井の歴史的建造物保存促進事業	歴史的建造物の改修工事	県
特定建築物	住宅・建築物安全ストック事業	特定建築物等の耐震診断・改修の支援	国
	私立学校施設整備費補助金	私立幼稚園の耐震改修の支援	国
	社会福祉施設整備事業	社会福祉施設の耐震改修等の支援	国
	保育所等施設整備費補助金	保育所等の耐震改修等の支援	国
	医療提供体制施設整備事業交付金	災害拠点病院等の耐震改修等の支援	県

●地震時に通行を確保すべき道路の指定および沿道建築物の耐震化

- 緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、建築物の倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を促進

●安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

- 木造住宅耐震診断士の確保
 - ・木造住宅の耐震診断を行う技術者の、福井県木造住宅診断士への登録を啓発
- 木造住宅の耐震診断を推進するための体制整備
 - ・(一社)福井県建築士事務所協会と連携
- 木造住宅の耐震改修を推進するための体制整備（福井県との連携）
 - ・耐震診断と補強プランの一体的支援
 - ・構造評点0.7以上への耐震改修を補助対象
 - ・「部分耐震改修（局所的な耐震補強）」を補助対象
 - ・耐震改修事業者登録制度による事業者の紹介
 - ・さまざまな耐震改修工法を検討・普及
 - ・耐震化緊急促進アクションプログラム策定の促進
 - ・多雪区域の住宅の耐震改修を促進するための支援の強化
- 伝統的民家の耐震診断・耐震改修方法の普及啓発（福井県との連携）
 - ・地域の特色を県民共通の資産として後世に継承するため、伝統構法に対する耐震診断手法や景観的価値を生かした耐震改修工法の検討および普及啓発
- コミュニティ会館耐震化支援策

●地震時の総合的な安全対策（福井県との連携）

- 建築物に係る二次的被害発生防止への対応
 - ・窓ガラスや外装タイル等の落下、大空間建築物の天井崩落、ブロック塀の倒壊等
 - ・エレベーターの地震時の閉じ込め、建築設備の耐震対策
- ブロック塀等の安全対策の推進
- 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備
 - ・応急危険度判定を行う技術者を養成し、福井県震災建築物応急危険度判定士を登録
 - ・地震発生直後の応急危険度判定の実施

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する 啓発および知識の普及

(1) 地震防災マップについて

建築物の所有者等に地震時に想定される被害に関する情報を提供し、耐震改修の意識啓発を図るため、想定される大規模地震が発生した場合の揺れやすさ（震度分布）に関する地震防災マップを作成し、ホームページで公表しています。市民に対する啓発および知識の普及に努めます。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

耐震診断および耐震改修に関する相談や情報提供について、以下の窓口で対応しています。また、市のホームページに開設した「住まい情報バンク」や広報誌等を活用し、耐震改修に関する普及啓発を行っています。

表3-1 相談窓口一覧

区分	相談窓口	対応内容
市	建設部建築住宅課	・木造住宅耐震診断等促進事業、耐震改修促進事業の制度説明および申込み ・「住まい情報バンク」による耐震改修等の支援情報の提供
県	土木部建築住宅課 各土木事務所（建築担当課）	技術的な相談・耐震改修等に係る情報の提供等 (情報の例) ・県の支援制度 ・耐震改修を行う施工者の情報 ・耐震改修の工法の紹介 など
建築関係団体	(一社)福井県建築士会 (一社)福井県建築組合連合会 (一社)福井県建築工業会 (一社)福井県建築士事務所協会 (一財)福井県建築住宅センター	

(3) パンフレット等の作成とその活用（福井県との連携）

福井県では、住宅の耐震改修等に関する意識啓発を図ることを目的に、以下のような各種パンフレット等を作成・配布しており、今後も県と連携し、市民に対する情報提供を実施します。

また、建築物防災週間における防災相談窓口の開設、住宅月間における各種イベントおよび雑誌掲載の機会を活用した情報提供を行っており、引き続き県と連携し、市民の意識啓発に努めます。

表3-2 パンフレット等の一覧

名称	内容	備考
あなたが守る家族の安全	耐震改修の普及啓発	H17に県内全戸に配布済
わが家の耐震診断と補強方法	耐震改修の普及啓発	H7に土木事務所、市町および建築関係団体に配備済
住まいの履歴書	住宅の維持保全の普及啓発	H18に県内全戸に配布済
あなたが住まいの主人公	木造住宅耐震診断等促進事業の普及啓発	H15～18に土木事務所、市町および建築関係団体に配備済
木造住宅耐震補強事例集	耐震改修の普及啓発	H19に土木事務所、市町および建築関係団体に配備済

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導（各種団体との連携）

県の各土木事務所、（一社）福井県建築士会、（一社）福井県建築組合連合会、（一社）福井県建築工業会、（一社）福井県建築士事務所協会、および（一財）福井県建築住宅センターにおいても、リフォームに関する相談時等を活用し、リフォームにあわせた耐震改修の重要性の説明や、意識啓発を図るよう要請等を行なってまいります。

(5) 住民への啓発活動

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発の方法として、地域の町内会等を通じた防災活動は重要です。そのため、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」においても、耐震改修に取り組む基本姿勢として「地域防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが不可欠である。」と示されています。

また、越前市地域防災計画＜震災対策編＞においても、「自らの身の安全は自らが守る」および「市町は地域の実情に沿いながら地震に強いまちづくりの推進や防災体制の整備充実を図る。」という防災の基本理念を示しています。

これらのことも踏まえながら、市では、市民に対する出前講座の開催や町内会等の組織と連携した防災活動を実施するなど地域住民の意識啓発に努めます。

(6) 県事業との連携・協力

以下の県事業等と連携・協力し、耐震化促進に努めます。

① 耐震出張説明の実施

市町で開催されるイベント、講習会等に県から講師として出向き、全市町で耐震化に係る情報提供を行います。

また、旧耐震基準で建築された住宅には、高齢者世帯が多く居住していることから、高齢者の集会等での出張説明を重点的に行うなど、さらなる意識啓発を行っていきます。

② 耐震改修に対する税の特例措置の周知

令和3年12月31日までに地方公共団体が住宅耐震改修に関する補助事業を行っている区域内において一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられます。また、令和3年度末までに一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額が受けられます。なお、住宅耐震改修特別控除と住宅借入金等特別控除について、いずれの適用条件も満たしている場合には、重ねて適用できます。県では、これらの制度の県民への周知を図るとともに、市町や関係団体へ制度の活用について働きかけていきます。

③ 売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進

宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者に義務付けている重要事項説明において、耐震診断の結果に関する事項が含まれています。この内容について、関係団体等と連携して県民に周知の徹底を図り、建物所有者等の自発的な耐震診断の実施を促進していきます。

④ 事業所の耐震診断・耐震改修の促進

事業継続ガイドラインに基づく事業継続計画の作成など、耐震改修に代表される災害にあっても事業を継続するために必要な事項を災害前に予め整えておくことの必要性を周知し、事業所の耐震診断・耐震改修を促進していきます。

⑤ 地震保険の活用

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の保障が得られる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できます。県および市町は地震保険の普及啓発に努めます。

⑥ 木造住宅耐震改修現場見学会の実施

住宅の耐震改修を検討している方々に、耐震改修工事の様子をご覧いただくことで、耐震改修への理解を深めていただき、住宅耐震化の促進に結びつけることを目的として、木造住宅耐震改修の現場見学会を実施します。

⑦ 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

過去に木造住宅の耐震診断を実施したが、必要な耐震改修を行っていない所有者等に、補助事業のチラシや現場見学会の案内を送付するなど、フォローアップを実施します。

また、耐震診断士が所有者等に耐震診断と補強プランの結果を説明する際に、所有者等が耐震改修を具体的に検討できるよう、耐震改修の事例集を併せて紹介します。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する

啓発および知識の普及のまとめ

●地震防災マップについて

○平成23年度に作成した地震防災マップを市民に対する啓発および知識の普及に活用

●相談体制の整備・情報の充実

○市の窓口、県の各土木事務所、建築関係団体で、耐震診断および耐震改修に関する相談に対応
○「住まい情報バンク」による情報の提供

●パンフレット等の作成とその活用

○住宅の耐震改修等に関する意識啓発を図ることを目的に、各種パンフレット等を作成・配布など、引き続き県と連携し市民に対する情報提供を実施

パンフレット等一覧

名 称	内 容
「あなたが守る家族の安全」	耐震改修の普及啓発
「わが家の耐震診断と補強方法」	耐震改修の普及啓発
「住まいの履歴書」	住宅の維持保全の普及啓発
「あなたが住まいの主人公」	木造住宅耐震診断等促進事業の普及啓発
木造住宅耐震補強事例集	耐震改修の普及啓発

●リフォームにあわせた耐震改修の誘導（各種団体との連携）

○県の各土木事務所および建築関係団体でのリフォーム相談時を活用し、リフォームにあわせた耐震改修の重要性の啓発の要請等

●住民への啓発活動

○市民に対する出前講座の開催や町内会等の組織と連携した防災活動を実施するなど住民に対する意識啓発に努める

●県事業との連携・協力

県事業等と連携・協力し、耐震化促進に努める

○耐震出張説明の実施（全市町）

・市町で開催されるイベント、講習会等に県から講師として出向き、全市町で耐震化に係る情報提供を実施

○耐震改修に対する税の特例措置の周知

○売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進

○事業所の耐震診断・耐震改修の促進

○地震保険の活用

○木造住宅耐震改修現場見学会の実施

○耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

第4章 耐震改修促進法および建築基準法による指導等に関する事項

(1) 所管行政庁との連携した指導等の実施

県の計画に、「建築指導行政を所管する行政庁（福井県内では県と福井市）は、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法および建築基準法に基づく指導等を実施し、また、情報の共有や研鑽に努めるとともに、円滑な指導等に努めます。」となっております。

優先的に指導等を実施すべき特定建築物に対しては、県職員が個別に訪問指導を行うなど耐震改修促進法に基づき強力に指導助言を行います。

越前市は、県と連携して特定建築物の所有者等に対する指導等に努めます。

表4-1 指導等の概要と根拠法令

段階	区分	概要	根拠法令
1	指導助言	所有者に対し、耐震診断および耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行います。	耐震改修促進法
2	指示	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示します。	
3	公表	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物所有者の名称を公表します。	
4	勧告	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれが認められる場合、相当の猶予期間を付け、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告します。	建築基準法
5	命令	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令します。 ただし、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令します。	

(2) 優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定

地震時の人的・経済的被害の軽減を目的に、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物のうち、建築物が被災時の果たす役割や市民に及ぼす影響等を考慮し、優先的に指導すべき特定建築物を選定し、所有者等に対する指導等を迅速に実施します。

表4-2 優先的に指導等を実施すべき建築物

優先順位	特定建築物の概要
1	警察署、消防署、小・中学校および病院等の災害時の拠点となる特定建築物
2	百貨店、飲食店、ホテル、映画館および博物館等の不特定多数の者が利用する特定建築物
3	促進計画に位置づけた道路の沿道で地震時に倒壊することにより道路を閉塞するおそれがある特定建築物

(3) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務化および公表等について

平成25年5月、耐震改修促進法が改正（同11月に施行）され、建築物の耐震改修を促進する取組みが強化されました。改正により、新耐震基準に適合していない全ての建築物について、耐震化に向けた努力義務が課せられました。

建築物の耐震化の促進のためには、所有者等が、地震に対する備えを自らの問題としてとらえ、取り組んでいくことが重要です。

・ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の義務化と結果報告および公表

改正耐震改修促進法では、一定規模以上の不特定多数の者が利用する建築物や避難弱者が利用する建築物（要緊急安全確認大規模建築物）について、地震で倒壊した場合、利用者を含め周辺へも大きな被害を及ぼすおそれがあることから、所有者等は耐震診断を行うことが義務付けられました。

また、耐震診断の結果については、特定行政庁（県および福井市）へ報告することが義務付けられるとともに、その耐震診断結果については、要緊急安全確認大規模建築物として公表することとなりました。（法附則第3条）

この法律により義務付けの対象となった市内の要緊急安全確認大規模建築物は、既に、耐震化が完了しました。

第4章 耐震改修促進法および建築基準法による指導等に関する事項のまとめ

●所管行政庁との連携した指導等の実施

○県と連携して特定建築物の所有者等に対する指導等を実施

指導等の概要と根拠法令

段階	区分	概要	根拠法令
1	指導 助言	所有者に対し、耐震診断および耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言	耐震改修 促進法
2	指示	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示	
3	公表	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物所有者の名称を公表	
4	勧告	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれが認められる場合、相当の猶予期間を付け、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告	建築 基準法
5	命令	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令 ただし、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令	

●優先的に指導等を実施すべき特定建築物

○地震時の人的・経済的被害の軽減を目的に、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物のうち、優先的に指導すべき特定建築物

優先的に指導等を実施すべき特定建築物

優先順位	特定建築物の概要
1	警察署、消防署、小・中学校および病院等の災害時の拠点となる特定建築物
2	百貨店、飲食店、ホテル、映画館および博物館等の不特定多数の者が利用する特定建築物
3	促進計画に位置づけた道路の沿道で地震時に倒壊することにより道路を閉塞するおそれがある特定建築物

●改正耐震改修促進法における耐震診断義務化および公表等について

○要緊急安全確認大規模建築物について耐震診断の実施と結果の報告を義務化、診断結果の公表

第5章 その他の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 耐震改修促進計画の見直し

今後の計画の見直しに際しては、国の基本方針と県の耐震改修促進計画の内容を踏まえ、各地域の実情を把握し、耐震化の取り組みや耐震化率の状況を勘案するなど、地域の状況に配慮して見直します。

(2) 計画の検証

県とともに、福井県建築物耐震改修促進計画連絡調整会議を適宜開催し、県有施設、市町有施設、民間施設等のフォローアップを行い耐震化率の把握に努め、建築物の耐震化の促進を図ります。

今後も耐震化の進捗状況について確認していくとともに、建築物の耐震化を進めていきます。

第5章 その他の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項のまとめ

●耐震改修促進計画の見直し

○国の基本方針と県の耐震改修促進計画の内容を踏まえ見直す

●計画の検証

○県とともに、適宜フォローアップを行い、建築物の耐震化の促進を図る

越前市建設部建築住宅課

(令和3年3月改定)

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7
TEL 0778-22-3074
FAX 0778-22-3067
E-mail kenchiku@city.echizen.lg.jp
URL <http://www.city.echizen.lg.jp/>